

「令和3年度 仙台市いじめ実態把握調査」の集計結果について(お知らせ)

師走の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、先月ご協力いただいた「令和3年度 仙台市いじめ実態把握調査」の集計結果が、下記の通りまとめ、市教育委員会に報告しましたのでお知らせいたします。お示した数値は、全校分の合計です。

いじめが「今も続いている」と回答した児童については、関わっているとされた児童も含め、担任やいじめ対応担当等が再度複数で事実確認を行い、聞き取りの結果を保護者の方にお伝えしながら、今年度中の関係改善に向けて指導・支援しているところです。

国立教育施策研究所が2016年から2018年までに行った「いじめ調査」では、「仲間はずれ・無視・陰口」「からかう・悪口」などの行為に代表される「暴力を伴わないいじめ」について、小4から中3までの子供たちを対象に調べた結果、85%の児童生徒が1回以上の加害経験を持ち、被害経験は91%の子供たちが持っていることが分かりました。このことから、「暴力を伴わないいじめ」は、一部の限られた児童生徒だけではなく、全ての児童生徒に目を向けるべき問題だということが分かります。

鹿野小学校では、今後も「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの学級でもどの児童にも起こりうるもの」という認識の下、全校体制でいじめの未然防止に向けた指導、早期発見のための取組、そして、関係の改善に向けた事後対応に取り組んで参ります。さらに、いじめが発生した場合には、まず、事実の確認を大切に、被害を訴えた児童やその保護者の意向を大切にしながら、地域、市教育委員会、事案によっては警察等の諸機関等とも連携して、解決に向けて取り組んで参ります。(裏面「鹿野小学校のいじめ対応基本プロセス」参照)

各ご家庭におかれましても、「叩く」「蹴る」といった行為は、学年や力の軽重等に関わらず、相手の子やその保護者の受け止め方によっては、「暴力行為」「いじめ」と認識されることや、「冷やかし」や「からかい」といった、一見軽微で無自覚な行為でも、その内容や累積、継続によって「いじめ」と認識される場合がある(「無自覚ないじめ」本校ブログ参照)ことを含め、「『いじめ』となる具体的な行為」について、下記4.を参考に、引き続きご家庭内でも話題にしてください。加えて、お子さんには、友達に対して、下記4.に挙げられているような行為を絶対に行わないよう、繰り返しお話してください。

今後とも「いじめの防止」に向けて、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 「4月から今までの間にいじめられたことがありますか」への回答 ※ ()内は昨年度の件数

あ る	な い
73 (81)	323 (317)

- 2 「4月から今までの間にいじめをしたことがありますか」への回答 ※ ()内は昨年度の件数

あ る	な い
23 (36)	373 (362)

- 3 「いじめは今も続いていますか」への回答 ※ ()内は昨年度の件数

続いている	続いていない
25 (25)	48 (56)

- 4 「どないじめを受けましたか」への主な回答(複数回答) ※ ()内は昨年度の件数

冷やかしか からかい	仲間 はずれ	軽く 殴られる	ひどく 殴られる	金品を とられる	物を 隠される	嫌なことを させられる	スマホ等での 誹謗中傷
38 (44)	14 (15)	18 (22)	12 (5)	2 (6)	7 (9)	5 (8)	2 (3)

注)「金品」とありますが、本校で「金銭」に関する案件はありませんでした。「持ち物」と読み替えてください。

【参考】鹿野小学校のいじめ対応基本プロセス

- 1 子供たちからの訴えやアンケート、保護者からの連絡等で、いじめの事案を発見・認知したら、担任だけで事案の軽重を判断せず、全ての事案を管理職・学年主任・いじめ対策担当に報告します。
〈事実の認知と報告〉
- 2 管理職・学年主任・担任・いじめ対策担当等で「校内いじめ対策委員会」を開き、事案の内容を共有し、今後の対応プランを決めます。〈いじめ対策委員会①〉
- 3 被害を訴えた児童の保護者に連絡をし、対応プランをお伝えし、共有します。〈保護者連絡①〉
- 4 「『いじめられた』と訴えた子」「『いじめた』とされた子」(状況によって「まわりにいた子」)の順番で事実の聴き取りを行います。その際には、それぞれの心情に寄り添い、個別に、丁寧に聴き取ります。複数の教員で聴き取る場合もあります。〈事実の聴き取り〉
- 5 それぞれに聞き取った内容を「校内いじめ対策委員会」に持ち寄り、摺り合わせを行い、「事実の確定」をします。「食い違い」が残っても両論併記とします。〈いじめ対策委員会②〉
- 6 確定した事実をまずは「『いじめられた』と訴えた子」の保護者に伝え、共有します。〈保護者連絡②〉
- 7 確定した事実を受けて「校内いじめ対策委員会」を開き、今後の対応プランを決め、校内で共有します。〈いじめ対策委員会③〉
- 8 「校内いじめ対策委員会」で決めた対応プランを「『いじめられた』と訴えた子」とその保護者に伝え、今後の連絡や指導等について意向を確認します。その上で、「『いじめた』とされた子」の保護者にも連絡し、確定した事実を伝え、共有します。〈保護者連絡③〉
- 9 「『いじめられた』と訴えた子」とその保護者の意向のもと、学校で「『いじめた』とされた子」の指導を行ったり、両者の関係修復の場を持ったりします。双方の保護者が希望した場合は、その場に同席していただく場合もあります。〈学校による指導や関係修復〉
- 10 「『いじめられた』と訴えた子」の保護者に指導や関係修復の様子を伝え、今後の学校の対応プランや見守り体制を提示します。〈保護者連絡④〉
- 11 学校全体で情報を共有し、経過観察を行います。いじめ事案の認知から3か月を目安に、その後の様子について、「『いじめられた』と訴えた子」本人とその保護者に確認を続けます。
〈情報の共有・経過観察〉
- 12 いじめ事案の認知から3か月経過時点で、「『いじめられた』と訴えた子」とその保護者が「『いじめた』とされた子」との関係が改善されていると認めた場合、「いじめ事案が解消された」と考え、訴えがあった事案への対応を終えます。